

佐伯市内の事業者のみなさまへ

事業所から出るごみ（事業系一般廃棄物）の処理方法

【分け方】

まず事業所（会社・商店など）から出るごみを右の表に示す“産業廃棄物”と、それ以外のごみに分けてください。

～個人商店や農業・漁業などから発生したごみも事業所から発生したごみになります。～

“産業廃棄物”以外のごみを“事業系一般廃棄物”といいます。その“事業系一般廃棄物”を「燃えるごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ（紙類、布類）」に分けてください。

“産業廃棄物”のうち、

①空き缶、空きビン、ペットボトル（これらはすべて飲食用のものに限ります。）

②日常の家庭生活から排出されるものと同様、同量のもの（例えば従業員が食べた弁当がらなど）については処理をすることができます（分別の仕方については家庭ごみに準じます。）

家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は家電リサイクル法に従って、購入した小売店または佐伯市が許可している許可業者に引き取ってもらいましょう。パソコンについては資源有効利用促進法に従って回収・再資源化を行ってください。

【運び方】

“産業廃棄物”は産業廃棄物処理施設でないと処理できません。

①自ら運搬するか、産業廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者に委託をしてください。

②運び込む場所や許可を受けた業者などの詳しいことは、大分県南部保健所にお尋ねください。

“事業系一般廃棄物”は、エコセンター番匠又はエコセンター蒲江で受け入れます。

①自ら運搬するか、一般廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者に委託してください。

②紙類などは、なるべく「古紙リサイクル」を行っている業者に直接運び、リサイクルを進めましょう。！

【問い合わせ先】

一般廃棄物（ごみ）の分け方・運び方・手数料に関すること

エコセンター番匠 22 - 5650

エコセンター蒲江 42 - 0461

産業廃棄物に関すること

大分県南部保健所（旧佐伯保健所） 22 - 0562

パソコンの回収・再資源化に関すること

有限責任中間法人 パソコン 3R 推進センター 03 - 5282 - 7685

表 《産業廃棄物の種類と具体例》

種 類	業 種 及 び 具 体 例	
1 汚泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、廃白土、カーバイトかす、建設系汚泥など	
2 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂、サンドブラスト廃砂、不良石炭など	
3 燃え殻	石炭がら、コークス灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残灰など	
4 ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたものなど	
5 廃酸	廃希硫酸、廃希塩酸、写真定着廃液など	
6 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、排ガス洗浄廃液など	
7 廃油	廃潤滑油、廃切削油、廃タールピッチ、廃溶剤、エンジンオイルなど	
8 がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片など	
9 ガラスくず 陶磁器くず	空きビン、板ガラスくず、陶磁器くず（レンガ、かわら、タイル）、石膏ボード、ALC板、スレート板、サイディング板、セメント製品くずなど	
10 金属くず	空き缶、トタン板、スクラップ、ブリキくず、切削くずなど	
11 廃プラスチック類	廃発泡スチロール、漁網、ブイ、合成皮革くず、廃タイヤ、ビニール袋など	
12 ゴムくず	天然ゴムくずなど（廃タイヤは廃プラスチック類）	
13 紙くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くずなど	建設業に係るもの
	紙、板紙のくずなど	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの
	ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの	
14 木くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず	建設業に係るもの
	木材片、おがくず、バーク類など	木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの
	木製家具器具類など	物品賃貸業
	木製パレット 全ての業種	
15 繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くずなど	建設業に係るもの
	木綿・羊毛等の繊維くず	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）
	ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの	全ての業種
16 動植物性残さ	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業
17 動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物	と畜場又は食鳥処理場
18 動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿	畜産農業、畜産類事業
19 動物の死体	牛、馬、豚、にわとり等の死体	畜産農業、畜産類事業
20 その他 (政令第13号廃棄物)	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、形態又は性状から見てこれらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物等）	